

感染拡大に対し、国の一定の関与の下に、地方公共団体が効果的に営業時間短縮要請を行い、協力金の支払いを行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分。これにより、地方公共団体による機動的な対応を支援。

## ○ 追加配分の対象となる要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮要請であって、特措法担当大臣との協議を経たもの

## ○ 追加配分の対象団体

要請に伴い、協力金を支出する都道府県（原則として都道府県に配分）

## ○ 追加配分額（令和3年3月22日以降4月21日までの経過措置期間を対象期間とする要請に適用）

知事の行う要請の内容（対象店舗数、協力金の単価及び要請期間）に応じて、算定した額を交付

対象店舗数（A） ※1	×	協力金の額（B） ①月額換算120万円（時短要請21時まで） ②月額換算60万円 ※2	×	80%（C） ※3
----------------	---	--	---	--------------

※1 要請の対象となる飲食店のうち、要請に応じ協力金の支払いを行うこととなる店舗数

※2 1日当たり協力金額（①時短要請を21時までとする場合：4万円/日、②それ以外：2万円/日）×要請日数  
都道府県ごとに、協力金の支給総額の「平均」が、1日当たり協力金額を超えない範囲で、事業規模の区分に応じて、協力金を支給することも可能。

※3 国の分担割合